

第1号議案

「健康・省エネ住宅の実現を目指す国民会議」規約

第1章 総 則

(適用)

第1条 本規約は、「健康・省エネ住宅の実現を目指す国民会議」の運営について定める。

(目的)

第2条 本会議は、日本が直面している少子高齢社会へ対応するため、建築、医学の専門家や実務者に加え、消費者の声を反映できる組織体制により、住環境の改善による生命や財産の保持、省エネルギーや健康への影響を明確にし、医療、介護費の削減など国民全体の利益を考慮した国民合意可能な「健康・省エネ住宅」を供給する仕組みの構築を目的とする。

(名称)

第3条 本会議の名称は、「健康・省エネ住宅の実現を目指す国民会議」とする。

(事業)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住宅と健康に関わる諸問題を一般消費者の目線から点検・検証する
- (2) 住宅性能の居住者への健康影響等に対する、建築と医学の協力による調査データ取得、及び知見の蓄積
- (3) 本活動で得られる知見に対しての一般消費者への発信、及び住宅政策関連機関（国・自治体等）への提言
- (4) 健康・省エネ住宅に対する新しい側面の研究・商品開発を促すための知見の提供

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第5条 本会議会員の種類及び資格は次のとおりとする。

- (1) A会員 健康・省エネ住宅の創出に関連する事業を営む企業、及び団体
- (2) B会員 健康・省エネ住宅の創出に関連する研究等を行なう有識者及び消費者団体、労働団体、メディア等
- (3) C会員 本会議に賛同するA会員以外の法人、団体、個人
また、A会員、及びC会員は、入会にあたりA会員または別に定める団体の

うち1以上の団体からの推薦を条件とする。

(入会)

第6条 前条に定める会員の資格を有する者は、別に定める入会申込書を提出し、常任幹事会の承認を得なければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

- (1) A会員及びB会員は、本会議の事業に参加するとともに、総会に出席し、各1個の表決権を有し、本会議の事業に対して意見を述べることができる。
- (2) C会員は、常任幹事会の定めるところにより本会議の事業に参加することができる。
- (3) 会員は、本会議の規約を遵守しなければならない。

(権利の停止及び除名)

第8条 本会議は、会員が次の各号の一に該当するときは、常任幹事会の議決により期間を定めてその権利を停止し、または総会においてA会員及びB会員総数の3分の2以上の議決に基づいてその会員を除名することができる。

- (1) 本会議の事業を妨げ、本会議の名誉を毀損する行為をしたとき
 - (2) 本会議の規約または総会の議決に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員の権利を停止し、または除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員の権利の停止を議決する常任幹事会、または除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 次の各号の一つの事由に該当するに至った会員は、当該事由の発生をもって本会議を退会したもとする。

- (1) 第5条に定める資格を喪失したとき
- (2) 第8条の規定により除名されたとき
- (3) 所定の様式による退会届をもって退会したい旨を届け出て、常任幹事会において了承されたとき
- (4) A会員またはC会員が、会費または分担金を納入せず、督促後なお1年以上納入しなかったとき。

(退会に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定により退会したときは、会員としての権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 会員は、第9条の規定によりその資格を喪失しても、本会議の財産に対し

何等請求することはできない。

(会費)

第11条 A会員及びC会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費とは、年会費をいう。

3 会費に関する事項は、総会においてこれを定める。

4 事業年度の途中に新たに入会した会員については、入会が承認された日から年度終了までの期間が6箇月未満の場合に限って、当該年度の年会費を半額とする。

(分担金)

第12条 本会議は、本会議の事業を進めるうえで特に必要と認めるときは、総会の議決を経て、本会議が行う事業に要する費用の全部または一部を会員から分担金として徴収することができる。

(会費等の返還)

第13条 本会議に納入した会費及び分担金の返還を求めることはできない。

(届出義務)

第14条 本会議会員は、会員の名称及び連絡先等入会の際に届け出た事項に変更が生じた場合は、事務局に対して速やかに届け出なければならない。

第3章 組織

(議長の設置)

第15条 本会議に議長1名を置く。

(議長の職務)

第16条 議長は、本会議が行う事業をとりまとめ、及び円滑な運営を推進する。

(議長の選任)

第17条 議長は、総会においてB会員から選任する。

2 議長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局長の設置)

第18条 本会議に事務局長1名を置く。

(事務局長の職務)

第19条 事務局長は、議長を補佐し、事業を運営する。

(事務局長の選任)

第20条 事務局長は、本会議において、A会員またはB会員から選任する。

2 事務局長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 事務局長は議長が兼任することも可とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第21条 会議は、「総会」「常任幹事会」「作業部会」とする。

2 会議の議事進行は、「総会」及び「常任幹事会」においては事務局長、「作業部会」においては主査がこれにあたるものとする。

(総会)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、議長が必要と認めたとき、または常任幹事会から総会の目的を示して請求があったとき、さらにはA会員及びB会員の総数の3分の2以上からの要請があったときに開催する。

(総会の審議事項)

第23条 総会はこの規約で定める事項の他、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

(1) 規約の改定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 作業部会が行う推進テーマの承認

(5) その他、本会議の運営に関する基本事項

(総会の議決権)

第24条 総会に関する議決権は、A会員及びB会員のみ与えられる。

2 総会に出席できないA会員及びB会員は、書面をもって評決に参加し、またはその評決を代理人に委任することができる。

3 前項の規定により、その議決権を行使するA会員及びB会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決の方法)

第25条 総会はA会員及びB会員の総数の過半数の出席により成立する。

また、議案に関しては、A会員及びB会員の出席者の過半数の同意によりこれを決定する。

(常任幹事会)

第26条 常任幹事会は、A会員及びB会員により構成する。

但し、表決権は、消費者団体2個、労働団体1個、メディア1個、学識経験者2個、幹事企業2個とする。

2 表決権は、各所属分野の会員の協議により決定する。

(常任幹事会の審議事項)

第27条 常任幹事会はこの規約で定める事項の他、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) その他、議長が必要と認めた事項

(作業部会)

第28条 作業部会は、当該作業部会の活動と深い関連を持つ会員から常任幹事会が選出する作業委員で構成する。

2 主査の選任は、作業委員の互選による。

3 作業部会において取り組む活動については、必要に応じ会員以外の学識経験者等の協力を得るものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第29条 本研究会の業務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、NPO法人シックハウスを考える会に置き、当該NPO法人は、本会議の事務的業務を行うこととする。

第6章 会計

(会計)

第30条 本会議の収支状況については、総会において年度終了ごとに報告を行

う。

(事業年度)

第31条 本会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

【附則】

- 1 この規約は本会議設立日（平成21年8月12日）から施行する。
- 2 本研究会の設立当初の議長、事務局長の任期は、第17条2項、第20条2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 本会議の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会議の設立初年度の会計年度は、第31条にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

第5条関連

A会員およびC会員の推薦を行う「別に定める団体」は以下のとおりとする。

NPO法人 シックハウスを考える会
安全な住環境に関する研究会

第11条関連

A会員およびC会員の年会費は以下のとおりとする。

A会員 10万円を1口とし、年間2口以上（会員の意向による）
C会員 法人、団体の場合 年間10万
個人の場合 年間3万

